

インクルーシブ教育システムについて(中教審初中分科会報告(H24.7.7より))

【インクルーシブ教育システム】

- 障害者権利条約によれば、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が種別的及び身体的な機能等な最大限まで参画でき、自由な社会に効果的に参加することを可能とするなどの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される、等が必要とされている。
- 社会全体の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づきインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その実現のため、特別支援教育を基盤に進めたい必要があると考えらる。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場に参加することを追求するとともに、個別的な教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を基盤として、その時点で教育的ニーズに合わせた指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが必要である。小中学校における通常の学級、選級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を構築しておくことが必要である。
- 基本的な方針としては、障害のある子どもは障害のない子どもと、できる限り同じ場で共に学ぶことと目指すべきである。障害者にはそれぞれ異なるニーズがあり、障害者が自分から学び活動に参加している状態、必要な支援を受けながら、効果的な時間を過ごすことができるようにできるかどうかが、これが最も重要な視点であり、そのための環境整備が必要である。



インクルーシブ教育システム構築に向けた学校教育法施行令の一部改正(H25.8)

- ・(一)定評者の(四)障害のある児童生徒の教育法施行令について、特別支援学校への進学を原則とし、併せて小中学校への進学を可能としてこれまでの仕組みを改め、新設し、追加支援員が、買収の児童生徒を支援し、総合的な観点から児童生徒を支援する仕組みとし、その際、本人・保護者の意向を可能な限り尊重することとする。
- ・上記のとおり、障害のある児童生徒を支援し、転学、退学措置等を行うことによる区外転学、保護者及び専門家からの意見聴取の機会を拡大、等について規定を整備。

(※学校教育法施行令第22条の3より)

区分	障害の種類
視覚障害者	視覚の機能がほぼ0.3未満のもの又は視力以外の視覚障害が高度のもののうち、拡大縮等の使用によつて通常の文字、図形等の取扱いが不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがほぼ60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の音声を理解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知能検査の結果があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに困難な援助を必要とする程度のもの 2 知的発達遅滞の原因が骨質に帰せられないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補具の使用によつても多行、筆記時日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が骨質に帰せられないものうち、常時の医学的医療指導を必要とする程度のもの
精神障害者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、慢性脳血管系疾患等の状態が継続して重篤又は生活機能に必要とする程度のもの 2 身体機能の状態が継続して生活機能に必要とする程度のもの

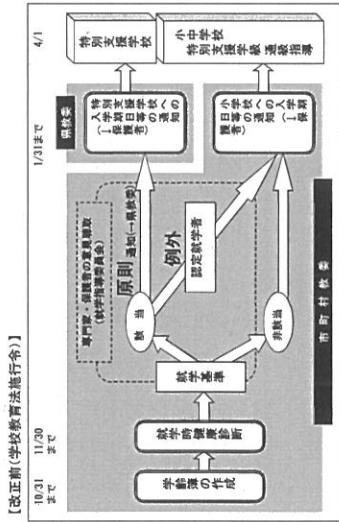
文部科学省の対応

- 障害者の権利に向けて取り組むことが大切。
- 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を行うことが必要
- 一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、①通常の学級、②通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の整備を行うことが必要。

文部科学省の対応

- 具体的には・・・
- ①平成25年学校教育法施行令改正
 - ・障害のある子供の就学先については、本人や保護者の意見を可能な限り尊重しながら、市町村教育委員会において総合的な観点から決定する仕組みへ
- ②教育環境の整備
 - ・特別支援教育支援員の配置
 - ・看護師の配置
 - ・外部専門家の配置 等
- ③教職員の資質の向上

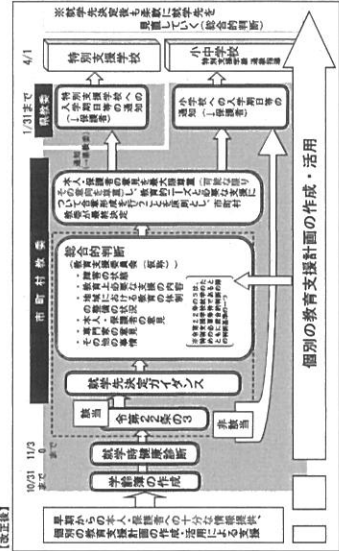
障害のある児童生徒の就学先決定について（手続の流れ）



【改正前（学校教育法施行令）】

Includes the flowchart and a small illustration of a person at a desk.

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続の流れ）



【改正後】

Includes the flowchart and a small illustration of a person at a desk.

特別支援教育支援員の地方財政措置について

「特別支援教育支援員」は、公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、教員、教頭、特別支援コーディネーター、担任教諭等と連携のうえ、日常生活上の介助（食事、排泄、教室の移動補助等）、発達障害者の発達支援（発達支援計画の作成）や児童生徒の健康、安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う。

Table showing the number of special support education support staff by school type from 2017 to 2021. Total numbers are 7,900, 55,600, 600, 65,000, and 63,100 respectively.

Includes the title, text, and table.

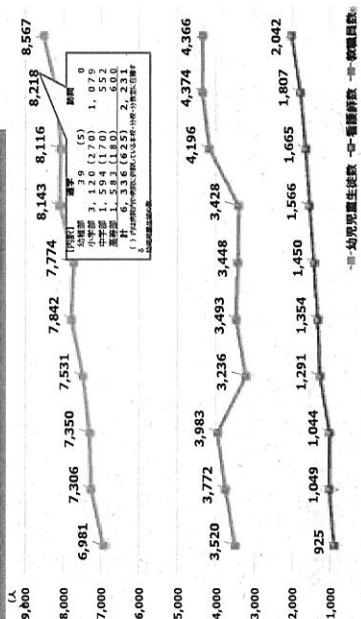
切れ目ない支援体制整備充実事業

インクルーシブ教育システムの構築等としては、児童、若者の関係機関等との適切な連携が重要である。このほかには、関係行政機関との連携の下、発達障害児等の適切な支援体制の構築が重要であり、特に各府県庁へ向け、児童発達支援センターの整備が重要である。また、児童発達支援センターの整備は、児童発達支援センターの整備が重要である。

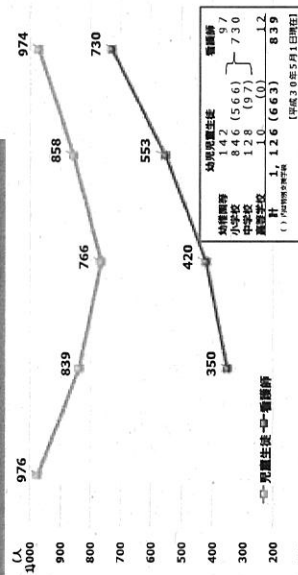
- 1. 特別支援教育支援員の確保
2. 特別支援教育支援員の養成
3. 特別支援教育支援員の待遇改善
4. 特別支援教育支援員の研修

Includes the title and the list of measures.

特別支援学校に在籍する医療的ケアが必要な幼児児童生徒等の数の推移



小・中学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒等の数の推移



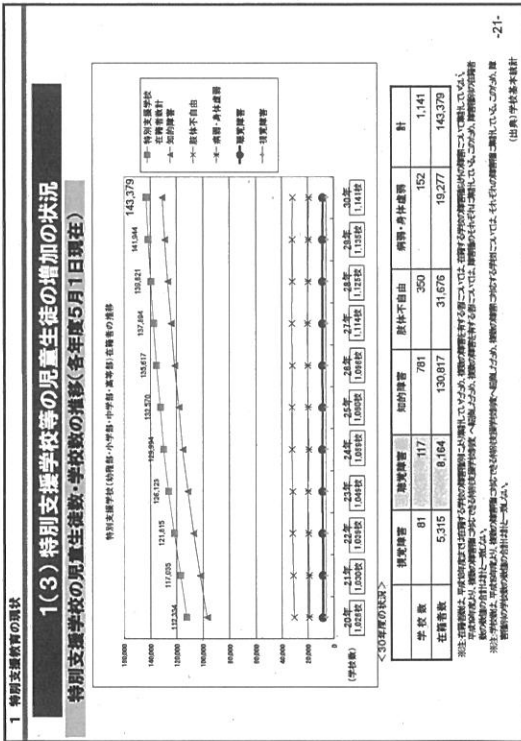
※ 一定の増減を繰り返している傾向が認められる。また、令和3年度以降は、医療的ケアに関する施設整備が進んでいる。

教員の資質向上に関する取組状況

	特別支援学校	特別支援学校	小・中学校等	通常の学校
現状	(関係) 特別支援学校教員研修センター(仮称)の設置(令和3年度) 特別支援学校教員研修センター(仮称)の設置(令和3年度) 特別支援学校教員研修センター(仮称)の設置(令和3年度)	(関係) 特別支援学校教員研修センター(仮称)の設置(令和3年度) 特別支援学校教員研修センター(仮称)の設置(令和3年度) 特別支援学校教員研修センター(仮称)の設置(令和3年度)	(関係) 特別支援学校教員研修センター(仮称)の設置(令和3年度) 特別支援学校教員研修センター(仮称)の設置(令和3年度) 特別支援学校教員研修センター(仮称)の設置(令和3年度)	(関係) 特別支援学校教員研修センター(仮称)の設置(令和3年度) 特別支援学校教員研修センター(仮称)の設置(令和3年度) 特別支援学校教員研修センター(仮称)の設置(令和3年度)
見通し	特別支援学校教員研修センター(仮称)の設置(令和3年度) 特別支援学校教員研修センター(仮称)の設置(令和3年度) 特別支援学校教員研修センター(仮称)の設置(令和3年度)	特別支援学校教員研修センター(仮称)の設置(令和3年度) 特別支援学校教員研修センター(仮称)の設置(令和3年度) 特別支援学校教員研修センター(仮称)の設置(令和3年度)	特別支援学校教員研修センター(仮称)の設置(令和3年度) 特別支援学校教員研修センター(仮称)の設置(令和3年度) 特別支援学校教員研修センター(仮称)の設置(令和3年度)	特別支援学校教員研修センター(仮称)の設置(令和3年度) 特別支援学校教員研修センター(仮称)の設置(令和3年度) 特別支援学校教員研修センター(仮称)の設置(令和3年度)

1. 特別支援教育の現状

- (1) 特別支援教育全体の状況
- (2) インクルーシブ教育システムの構築
- (3) 特別支援学校等の児童生徒の増加の状況
- (4) 特別支援学校(聴覚障害)等の状況



学級数	児童生徒数	特別支援学級	知的障害	聴覚障害	視覚障害	身体不自由	精神・身体発達	計
81	5,315	117	781	350	152	1,441	1,441	1,441
1,141	143,379	19,277	31,676	19,277	143,379	143,379	143,379	143,379

出典: 学校基本統計

●特別支援学校の概況(国・公・私立計)

学校数	在籍幼児児童生徒数			
	計	幼稚園	小学校	中学校
校	1,141	143,379	1,440	30,126
人	36,139	42,928	30,126	68,885
総計	1,141	143,379	1,440	30,126

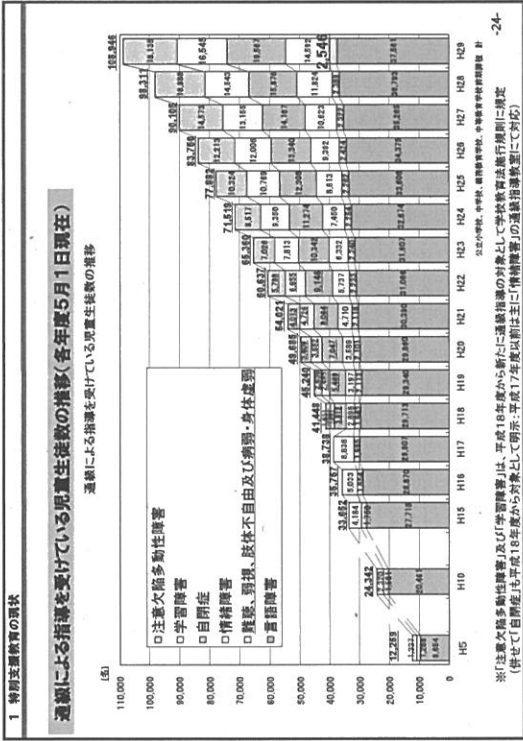
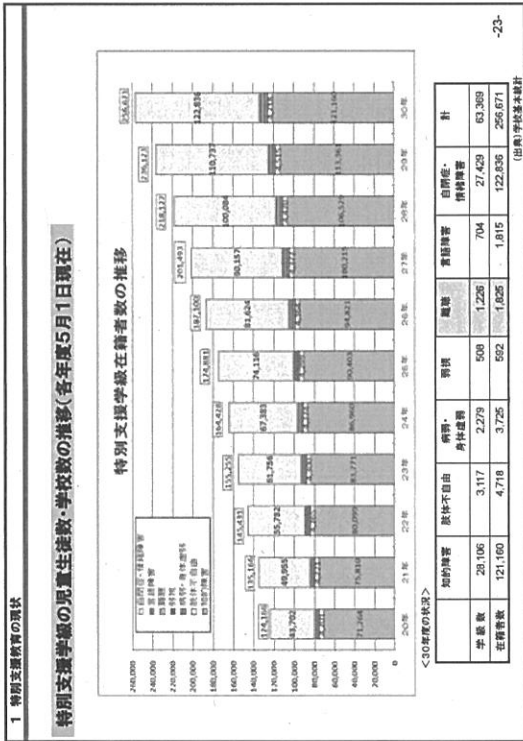
(平成30年度学校基本調査)

●特別支援学校対応障害種別学校数、設置学級数、児童生徒数及び在籍幼児児童生徒数(国・公・私立計)

学校数	在籍幼児児童生徒数			
	計	幼稚園	小学校	中学校
校	81	2,191	5,315	1,123
人	2,818	8,164	1,119	1,788
総計	117	31,277	130,817	27,198

(平成30年度学校基本調査)

※この表の学級数及び在籍児童は、特別支援学校で設置されている学級を基準に分類したものである。設置の障害種別を対称としていない学校・学級、また、設置の障害種別を併せ持つ幼児児童生徒については、それぞれの障害種別に重複してカウントしている。



公立小中学校における学校教育法施行令第22条の3に該当する者の数
(文部科学省調査 平成30年5月1日現在)

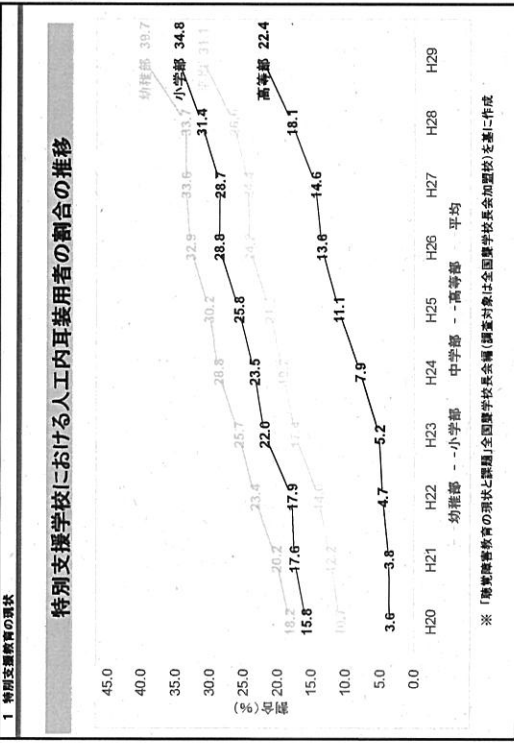
● 小学校第1学年

	特別支援学級	通常の学級	うち通級指導を受け ている者	合計
視覚障害	23	9	3	32
聴覚障害	49	57	35	106
知的障害	2,215	170	-	2,385
肢体不自由	194	24	2	218
病弱	102	24	0	126
重複障害	190	7	2	197

● 中学校第1学年

	特別支援学級	通常の学級	うち通級指導を受け ている者	合計
視覚障害	23	14	0	37
聴覚障害	38	48	24	86
知的障害	1,457	93	-	1,550
肢体不自由	100	35	3	135
病弱	47	46	1	93
重複障害	132	9	2	141

※調査における重複障害とは、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害を併せ有する者とする。



データから見える (推察される) こと

- 特別支援学校における聴覚障害の児童生徒数は横ばい (約8000人程度)
- 一方、人工内耳等の発達に伴い、2.2条の3相当の小中学校在籍の児童生徒も各学年100名前後在籍
- これに加え、2.2条の3に相当しない (あるいは諸般の事情で2.2条の3相当と判断されない) 児童生徒であって、小中学校に在籍している児童生徒が一定数いるものと推測される。

(まとめ)

- 1 小中学校においては、(2.2条の3相当の)人工内耳用児童生徒の在籍が一定数見られ、加えてそれよりは程度の軽い支援を要する児童生徒が潜在的に一定数いる可能性が高いこと。
- 2 特別支援学校においては、多様な児童生徒が在籍するとともに、1の流れを受け、重複障害を抱える児童生徒の比率が潜在的に増加していると考えられること。
- 3 特別支援学校での支援の充実とともに、児童生徒の実態に応じた小中学校での支援の充実も適切に進めていく必要がある。

1. 特別支援教育の現状

- (1) 特別支援教育全体の状況
- (2) インクルーシブ教育システムの構築
- (3) 特別支援学校等の児童生徒の増加の状況
- (4) 特別支援学校 (聴覚障害) 等の状況

1 特別支援学校の現状

1(4) 特別支援学校(聴覚障害)の状況

国語科の授業で使用しているコミュニケーション手段

小学部N=150、中学部N=120、高等部N=96(複数回答、数値は%)

	聴覚口語	手話付きスピーチ	日本語	漢字(筆書き)	キーボードスピーチ	指文字	その他
小学部	62.7	78.0	14.0	35.3	14.0	56.0	17.3
中学部	60.0	89.2	12.5	47.5	2.5	72.5	8.0
高等部	56.3	93.8	10.4	60.4	1.0	78.1	12.5

「特別支援学校(聴覚障害)におけるコミュニケーション手段と教材活用に関する現状調査(平成24年度)」
(国立特別支援教育総合研究所)

補助的な手段

- 表情、身振り、動作、指差し
- 実物、写真、絵、図 など
- 聴覚障害のある人は、相手や場面によって、様々なコミュニケーション手段を使い分けたり、いくつかの方法を組み合わせて使っている。
- 物事の順番、原因と結果、複雑な仕組みなどを絵や図を用いて示すことも有効。



各教科の指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い

小学校(3~4年生)	各教科	道徳科	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動
------------	-----	-----	-------	-----------	------

特別支援学校の小学部(3~4年生)

各教科	道徳科	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動
-----	-----	-------	-----------	------	------

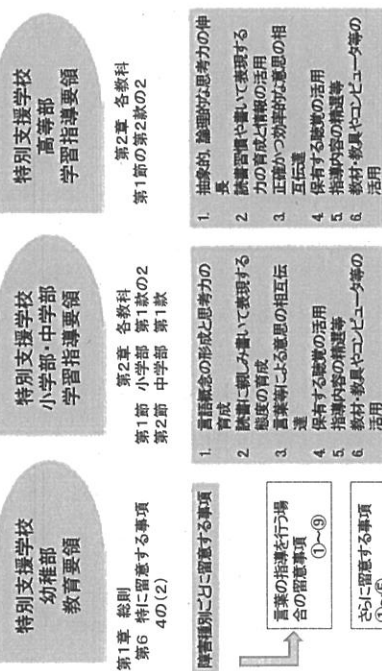
第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとする。

指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに当たっては、児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮するとともに、特に次の事項に配慮するものとする。



聴覚障害者である幼児児童生徒に対する教育を行う特別支援学校



学習指導要領における指導上の配慮事項に関する記述

改訂(平成29年告示)	現行(平成21年告示)
(1) 体系的な活動を通して、学習の基礎となる語句などについての確かな言語概念の形成を図り、児童の発達に合わせた思考力の育成に努めること。	(1) 体系的な活動を通して的確な言語概念の形成を図り、児童の発達に合わせた思考力の育成に努めること。
(2) 児童の言語発達の状態等に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うよう工夫すること。	(2) 児童の言語発達の状態等に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うよう工夫すること。
(3) 児童の読書障害の状態等に応じて、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用し、発音や児童目上の話し合いなどの学習活動を積極的に取り入れ、効果的な意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫すること。	(3) 児童の読書障害の状態等に応じて、音声、文字、手話等のコミュニケーション手段を適切に活用し、意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫すること。
(4) 児童の読書障害の状態等に応じて、補聴器や人工目等の利用により、児童の保有する職業を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。	(4) 補聴器等の利用により、児童の保有する職業を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
(5) 児童の言語概念や読み書きの力などに応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くこと。	(3) 児童の読書障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くこと。
(6) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。	(5) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

特別支援学校教員養成課程において手話を学習する機会

- 特別支援学校教員養成課程の設置状況（平成31年4月1日現在）

特別支援学校教員養成課程（種別）が設置される大学数	数
うち特別支援学校教員養成課程（聴覚障害者）のみの設置大学数	161
聴覚障害者	9
聴覚障害者	19
知的障害者	160
肢体不自由	154
精神	149

※聴覚障害者以外の聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由、精神障害者など、内訳の計は合計数と一致しない。

- 現職教員に対する研修において手話を学習する機会（山口県の例）

県内の特別支援学校初任者60名を対象に、年10回、授業で使用する基本的な手話や手話による対話の基礎技術を学習する。また、初任者向け修了程度の手話表現力がある者50名を対象に、年6回、授業の手話表現や聴覚障害者の手話表現の読み取り等について学習する。

※上記は文部科学省の調査結果に基づき、各大学のHPから得られた情報をもとにしたもの。

今後、特別支援学校の教員養成課程における手話の取扱いの全体的な状況については、関係団体を通じて把握することを検討中。

特別支援学校（聴覚障害）における乳幼児教育相談者・相談件数

平成29年7月現在、乳幼児教育相談を実施している特別支援学校（聴覚障害）100校。（）内は、相談件数

	0歳児	1歳児	2歳児	合計
総面談者数計	749名 (8,325)	678名 (10,621)	787名 (17,243)	2,214名 (36,189)
定期的支援者数計	609名	569名	635名	1,813名
通学児	601名 (7,889)	565名 (10,329)	634名 (16,794)	1,800名 (35,012)
訪問児	8名 (8)	4名 (63)	1名 (39)	13名 (110)
不定期	140名 (428)	109名 (229)	152名 (410)	401名 (1,067)

※平成29年度文部科学省「特別支援教育に関する実践研究充実事業（聴覚障害乳幼児教育相談研究）成果報告書より」

学校教育法第74条

特別支援学校においては、第74条に規定する目的を達成するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要綱に規定する幼児、児童又は生徒の教育に關し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

2. 新しい時代の特別支援教育の在り方の検討について

これからの初等中等教育の在り方の検討

中央教育審議会における審議（2019年4月～）

【審議事項】

①新時代に対応した義務教育の在り方

・障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方

②新時代に対応した高等学校教育の在り方

・障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方

③増加する外国人児童生徒等への教育の在り方

④これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等

・特別な配慮を要する児童生徒等への指導など特定の課題に関する教師の専門性向上のための仕組みの構築

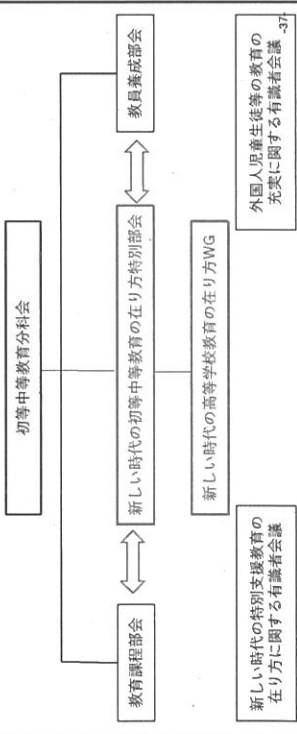
2. 新しい時代の特別支援教育の在り方の検討について

2. 新しい時代の特別支援教育の在り方の検討について

これからの初等中等教育の在り方の検討

初等中等教育分科会の検討の進め方

- 新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会において、諮問事項全体について構造的に議論する。
- 特別部会の議論を踏まえ、分科会において審議の上、各部会における具体的な検討事項を整理する。
- 分科会の整理に基づき、各部会において更に審議、教育課程部会、教員養成部会、教員養成部会を特別部会に報告の上、構造的に議論する。
- 分科会は、特別部会の報告を踏まえ、とりまとめを行う。



参考

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議

当面規定される主な検討事項（例）

- 小・中・高等学校及び特別支援学校における特別支援教育の枠組みについて
 - 小・中・高等学校における特別支援教育の枠組みをどのように考えるか（特別支援学校における指導及び支援に関する指導的役割、特別支援学校における特別支援教育の在り方について、平成17年の中央教育審議会答申で提言されている「特別支援教育推進」の趣旨を踏まえ、どのように考えるか）
 - 加えて、特別支援学校における教育の中核をどのように考えるか（多様化する児童生徒の特性に応じた指導体制・環境整備の在り方について、どのように考えるか）
- 特別支援学校における学びの場の在り方について
 - 幼稚園、認定こども園などにおける特別支援教育の在り方、教育機関との役割分担、連携についてどのように考えるか。
 - 高等学校段階における特別支援教育の在り方（高等学校、特別支援学校、高等専門学校やフリースクールなど1条校以外の機関との連携についてどのように考えるか）
- 切れ目ない支援の推進に向けた教育と医療、福祉、家庭の連携について
 - (1) 自治体
 - 自治体における教育委員会と福祉関係者の有機的な連携に向けて必要な施策はどのようなものか。
 - 切れ目ない支援における役割分担の明確化と、高度の有機的な連携の確保をどのように考えるか。
 - 障害のある人の生活環境を改善する取り組みに向けて、教育と福祉や労働、医療等の連携の促進について、どのように進めるべきか。
 - (2) 医療的ケアの就学促進に向けた医療、福祉、家庭の連携について
 - (3) 経済的ケアの就学促進に向けた医療、福祉、家庭の連携について
 - (4) 就労支援や社会参加促進に向けた連携の在り方について
 - (5) 切れ目ない支援の推進となる特別支援教育行政のICTの推進について

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議

- 小・中・高等学校及び特別支援学校における特別支援教育の枠組みについて
 - 小・中・高等学校における特別支援教育の枠組みをどのように考えるか（特別支援学校における指導及び支援に関する指導的役割、特別支援学校における特別支援教育の在り方について、平成17年の中央教育審議会答申で提言されている「特別支援教育推進」の趣旨を踏まえ、どのように考えるか）
 - 加えて、特別支援学校における教育の中核をどのように考えるか（多様化する児童生徒の特性に応じた指導体制・環境整備の在り方について、どのように考えるか）
- 特別支援学校における学びの場の在り方について
 - 幼稚園、認定こども園などにおける特別支援教育の在り方、教育機関との役割分担、連携についてどのように考えるか。
 - 高等学校段階における特別支援教育の在り方（高等学校、特別支援学校、高等専門学校やフリースクールなど1条校以外の機関との連携についてどのように考えるか）
- 切れ目ない支援の推進に向けた教育と医療、福祉、家庭の連携について
 - (1) 自治体
 - 自治体における教育委員会と福祉関係者の有機的な連携に向けて必要な施策はどのようなものか。
 - 切れ目ない支援における役割分担の明確化と、高度の有機的な連携の確保をどのように考えるか。
 - 障害のある人の生活環境を改善する取り組みに向けて、教育と福祉や労働、医療等の連携の促進について、どのように進めるべきか。
 - (2) 医療的ケアの就学促進に向けた医療、福祉、家庭の連携について
 - (3) 経済的ケアの就学促進に向けた医療、福祉、家庭の連携について
 - (4) 就労支援や社会参加促進に向けた連携の在り方について
 - (5) 切れ目ない支援の推進となる特別支援教育行政のICTの推進について

氏名	所属	連絡先
新井 延道	全国特別支援教育推進委員会、東京都立大学初等教育研究センター	〒100-8302 東京都千代田区千代田1-1-1 新井 延道
石橋 正二	全国特別支援教育推進委員会、東京都立大学初等教育研究センター	〒100-8302 東京都千代田区千代田1-1-1 石橋 正二
明川 繁寿	東京都立大学初等教育研究センター	〒100-8302 東京都千代田区千代田1-1-1 明川 繁寿
大出 英典	東京都立大学初等教育研究センター	〒100-8302 東京都千代田区千代田1-1-1 大出 英典
野田 尚子	東京都立大学初等教育研究センター	〒100-8302 東京都千代田区千代田1-1-1 野田 尚子
川島 健一	東京都立大学初等教育研究センター	〒100-8302 東京都千代田区千代田1-1-1 川島 健一
山口 正博	東京都立大学初等教育研究センター	〒100-8302 東京都千代田区千代田1-1-1 山口 正博
山崎 昌子	東京都立大学初等教育研究センター	〒100-8302 東京都千代田区千代田1-1-1 山崎 昌子
西澤 敏太郎	東京都立大学初等教育研究センター	〒100-8302 東京都千代田区千代田1-1-1 西澤 敏太郎

参考

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議

当面規定される主な検討事項（例）

- 小・中・高等学校及び特別支援学校における特別支援教育の枠組みについて
 - 小・中・高等学校における特別支援教育の枠組みをどのように考えるか（特別支援学校における指導及び支援に関する指導的役割、特別支援学校における特別支援教育の在り方について、平成17年の中央教育審議会答申で提言されている「特別支援教育推進」の趣旨を踏まえ、どのように考えるか）
 - 加えて、特別支援学校における教育の中核をどのように考えるか（多様化する児童生徒の特性に応じた指導体制・環境整備の在り方について、どのように考えるか）
- 特別支援学校における学びの場の在り方について
 - 幼稚園、認定こども園などにおける特別支援教育の在り方、教育機関との役割分担、連携についてどのように考えるか。
 - 高等学校段階における特別支援教育の在り方（高等学校、特別支援学校、高等専門学校やフリースクールなど1条校以外の機関との連携についてどのように考えるか）
- 切れ目ない支援の推進に向けた教育と医療、福祉、家庭の連携について
 - (1) 自治体
 - 自治体における教育委員会と福祉関係者の有機的な連携に向けて必要な施策はどのようなものか。
 - 切れ目ない支援における役割分担の明確化と、高度の有機的な連携の確保をどのように考えるか。
 - 障害のある人の生活環境を改善する取り組みに向けて、教育と福祉や労働、医療等の連携の促進について、どのように進めるべきか。
 - (2) 医療的ケアの就学促進に向けた医療、福祉、家庭の連携について
 - (3) 経済的ケアの就学促進に向けた医療、福祉、家庭の連携について
 - (4) 就労支援や社会参加促進に向けた連携の在り方について
 - (5) 切れ目ない支援の推進となる特別支援教育行政のICTの推進について

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議

令和元年12月2日
新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議(第4回)会費資料より

これまでの検討の経過について (案)

●これまでの議論で出た主な意見を踏まえた整理すべき論点

(1) 特別支援教育を担う教員の専門性の整理と養成の在り方について

- 特別支援教育に携わる教員に共通して求められる基礎的な知識や必要となる専門性等についてどのように整理すべきか、その際、教員養成段階における特別支援教育概論の指導状況などについて現状の把握が必要ではないか。
- 発達障害など多様化する児童生徒の特性に応じた指導や、障害のある子供とない子供が共に学ぶ場の進捗などの観点から、特別支援学級や通級による指導を担う教員の専門性を担保するための方策についての観点から、複数の障害種を併せ有する場合は指導方法等に関する専門性の確保が必要ではないか。
- 児童の専門性を担保するための方策として、例えば「履修証明」のような仕組みや免許等についてどのように考えるべきか。
- 専門性の担保に向けて、現職教員の研修の在り方や、小中学校等で特別支援教育を担当する教員のサポート体制の在り方、人事交流の仕組み、特別支援学校のセンター的機能等についてどのように考えるべきか。

3. 教員の専門性の向上等について

- (1) 特別支援学校の教員の専門性の向上
- (2) 小・中学校等の教員の専門性の向上
- (3) 保健・医療・福祉と連携した乳幼児教育相談の充実

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議

令和元年12月2日
新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議(第4回)会費資料より

これまでの検討の経過について (案)

●これまでの議論で出た主な意見を踏まえた整理すべき論点

(2) 障害のある子供たちへの指導におけるICTの活用について

- 障害のある子供たちの学習ツールとして特にICTは便利であり、大学等の養成段階において子供の実態や活用事例、実演を取り入れているようなケースは好事例となるのではないかと。
- 障害のある子供については、早い段階から自分の体の一部のようにICT機器を使っている例もあり、情報保障の観点からも、その活用は効果的ではないか。
- ICT機器の整備により、例えば初めて指導を担う場合であっても効果的な教材の活用や成果のある指導が可能となるなど、特別支援学級や通級による指導内容の充実を目指す。
- 一病気療育施設として、ICTを活用した遠隔授業は、学習を適切にさせないといふことだけでなく学校の友人関係といった面でも病気に立向かう大きなモチベーションとなる。障害のある子供たちのICT利用については、このように意義をもつことも認識すべき。
- 障害のある子供のICT利用について、定期試験や入試等における対応など、時代やテクノロジーの進歩に伴った配慮の在り方を考えることが必要ではないか。
- 改善等の観点から足並みをそろえて着実に対応すべき。特別支援教育における指導の充実の観点からは、個別的教育支援計画や指導計画など、子供の状況やアセスメント結果を関係者間で共有し、指導に生かすことが必要。

3(1) 特別支援学校の教員の専門性の向上

平成27年12月中央教育審議会(答申)

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について
～字ひ合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～ (答申) (抄)

このため、教育職員免許法附則第16項の廃止も目録を、平成32年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校の教員が免許状を所持することを旨とし、国が必要となる支援を行うことが適当である。集中的に所定率の向上を図るためには、都道府県教育委員会等、学校設置者における特別支援学校の教員の採用や配置、研修等を通じた取組を求めるとともに、国においても、現職教員に対する免許法認定講習の開設支援や、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所による免許法認定通信教育の実施、養成段階での免許状取得促進等の取組を進めることが考えられる。

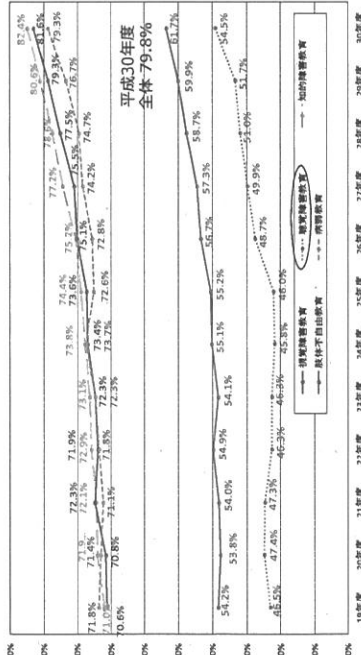
(中略) 小中学校の特別支援学級担任の所定率も現状の2倍程度を目標として、特別支援学校教諭免許状の取得を進めることが期待される。

教育職員免許法 附則

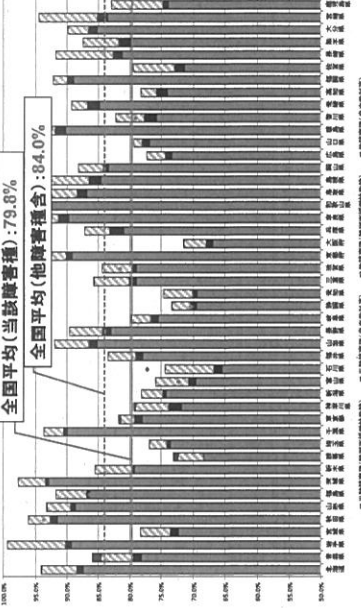
15 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、特別支援学校の相当する各部の主幹教諭(職務又は栄誉の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭又は講師となることできる。

※(答申後に法改正が行われ、条教が変更されている。)

在籍校種の免許状保有率の推移(随普種別/平成19年度～30年度)



公立学校における特別支援学校教諭等免許状の都道府県別状況



特別支援学校教諭等免許状保有率向上に関する意見交換の結果について

期 間	令和元年10月
対 象	平成30年度保有率が79.8% (全国平均値) 以下の18自治体 (16府県、2指定都市)
背 景	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年12月21日中央教育審議会第16回において、「教員免許法附則第16項の廃止も考慮し、平成32年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校が免許状を所持することを目標とし、国が必要な支援を行うことが適当である。」とされていること、平成30年5月1日附則17の特別支援学校の教員の特別支援学校教諭免許状取得率は79.8%となっていること。 こうした状況の中、各自治体の取組により、後述のとおり免許保有率向上しているものの、取組の状況により依然として改善の余地があること、および免許保有率向上が望ましいこと、今後どのように免許保有率を向上させていくかが課題。
免許保有率が低い要因及び向上に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校教諭免許状の免許状認定講習の受講者が希望者が不足している。 免許状認定講習の受講料が自治体負担。 受講料が自治体負担であるにもかかわらず、自治体負担の負担割合が低い。 専任、兼任、併任により免許取得が困難な教員や、文員補完として採用される臨時任用教員の免許保有率が低い。 新規採用からの業務経験が7年未満のため、特別による免許取得が不可であるため取得が困難な教員がいる。 人材確保が難しくなるので、取組状況は必要に応じて見直し。
自治体における現状・取組例	<ul style="list-style-type: none"> 免許状認定講習の受講料の減額や、特別支援学校の求職者教員を優先的に受講させている。 授業等の管理運営を通じて、取組等により免許取得率向上に努め、取組状況を立てるようにしている。 採算制導入に免許保有率向上に加えての取組等により、免許取得率向上に努め、取組状況を立てるようにしている。 免許取得した場合は免許状認定講習等の受講料等の免許取得に係る費用を自治体で補助している。

特別支援学校の教員の免許状の保有率の向上に向けた工夫

- 免許状認定講習の受講促進の方法
 - 学校において年度当初、管理職が職員から免許状の原本の提示を求め、確認している。
 - 教育委員会において人事給与システムに登録されたデータを把握している。
 - 教育委員会において各学校に免許保有率向上に向けた年次計画の作成を求め、3月に進捗の報告を求めている。
 - 教育委員会において、各職員の免許取得計画を把握し、管理職がその計画進捗状況を把握している。
 - 管理職に対して校長会や教頭会、学校教師の場で認定講習の申請提出をしている。
 - 校長会において、各学校の免許状の保有率が相互に分かるようになっている。
 - 研修計画項目に免許状の保有率を位置づけ、数値目標を設定している。
 - 特別支援学校教諭等免許状保有率の向上に向けた工夫
 - (講師や会場確保の工夫)
 - ・県内だけでなく県外からも講師を確保している。
 - ・教育委員会として大学に講習講座を開校するよう働きかけている。
 - ・過去に大規模な定員超過が用いた科目について、講座を開校し、広い会場を確保して定員を拡大している。
 - ・教育職の多い職業専門学校・職業専門学校に開校する講習を毎年開催するようしている。
 - (受講時期の工夫)
 - ・夏季休業期間だけでなく、春学期間中にも開催している。
 - ・教育委員会の認定講習は夏季休業中に開催し、大学の講座は秋頃に開催してもらい、受講者がそれぞれの講座を受講できるようにしている。
 - ・教育委員会の認定講習と大学の講座を交互に行うなど、必要な講座を1年間で取得できるように講習の内容を調整している。
- ※特別支援学校教諭等免許状保有率の向上に関する意見交換 (令和元年10月) 2/3



3. 教員の専門性の向上等について

- (1) 特別支援学校の教員の専門性の向上
- (2) 小・中学校等の教員の専門性の向上
- (3) 保健・医療・福祉と連携した乳幼児教育相談の充実

-50-

3 教員の専門性の向上等について

3 (2) 小・中学校等の教員の専門性の向上

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について

■ 教職課程の科目区分の大括り化
■ 教職課程コアカリキュラムの作成

特別支援教育に関する記述一抜粋

4. 改革の具体的な方向性
(4) 新たな教育課題に対応した教員研修・育成
・発達障害を含む特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒に関する理論及びその指導法は、学級課程によらず広く重要となってきたことから、教職課程において独立した科目として位置付け、より充実した内容で取り扱われるようにすべきである。また、上記科目のみならず、各教科の指導法や生徒指導、教育相談をはじめとした他の教職課程の科目においても、特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒への配慮等の視点を盛り込むことが望まれる。

関係法令等の整備

- 教育職員免許法の改正 (平成28年11月)
- 教育職員免許法施行規則の改正 (平成29年11月)
- 教職課程コアカリキュラム、外国語 (英語) コアカリキュラムの作成 (平成29年11月)
- 全大学の教職課程の審査・認定 (平成30年度)

令和元年度～
新しい教職課程の実施

「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」が、1 単位以上必修

-51-

文部科学省 障害者活躍推進プラン 発達障害等のある子供達の学びを支える～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～

現状

- 義務教育段階の児童生徒数が年々減少する一方、特別支援教育を受ける児童生徒数は増加。
- 特に、通級による指導を受ける児童生徒数は5年間で約1.5倍。
- ◆ 公立小中学校等における通級による指導の教員定数の基礎定数化 (13人に1人) (H29.3 義務標準法改正)
- ◆ 高等学校等における通級による指導の制度化 (H30.4)

○必ずしも特別支援教育に関する専門的な知識を有していない教員が、指導を担当せざるを得ない状況にある。
○また、通級による指導を受ける児童生徒数の割合は、都道府県によって大きなハラつきがある。

-52-

文部科学省 障害者活躍推進プラン
発達障害等のある子供達の学びを支える～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～

具体的方策と進め方

- ① 通級における指導方法のガイドの作成
通級指導における指導方法（通級授業の在り方のモデル）や対象児童の在り方の決定、通級指導経営等に関する事例を含むガイドを作成する。
- ② 「家庭・教育・福祉の連携の重要な推進
文部科学省と厚生労働省が協働して取り組む家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト（※）の重要な推進に向け、調査研究等の関連事業や保護者に対し必要な情報等を提供するための各自治体におけるハンドブックの配布の推進等に取り組む。
- ③ 教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みの検討
免許更新制の実質化も含めた養成・研修全般にわたる改善・見直しの議論を踏まえつつ、教員の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みについて検討する。（例えば、通級指導担当教員のための「履修証明」など。）

3. 教員の専門性の向上等について

- (1) 特別支援学校の教員の専門性の向上
- (2) 小・中学校等の教員の専門性の向上
- (3) 保健・医療・福祉と連携した乳幼児教育相談の充実

「初めて通級による指導を担当する教員のためのガイド」（仮称）の作成

通級指導を初めて担当する教員にとつて分かりやすく、手に取りたいと思うガイドとする。
ガイドを通して、通級による指導に何が求められているか、通級の担当として、どのような役割・仕事を担っているのか。また、通級による指導を適切に行う上での留意事項等について理解できるものとする。
※ある程度の知識やスキルが身につけている教員は、文科省障害の通級による指導の手引きなど既存の刊行物でスキルアップが可能であるため、そこへつなぐためのガイドの位置づけ。
※現在、「通級による指導のガイド」の作成に関する検討会議にて検討中。

ガイドの構成（案）

- 1) 通級による指導を担当するに当たって
- 2) 通級による指導の年間の動き
- 3) 実践例
- 4) 知っておきたい基本事項・用語



作成スケジュール（予定）

年度	1	2	3
平成30年度	1月	2月	3月
令和元年度	4月	5月	6月
	7月	8月	9月
	10月	11月	12月
	1月	2月	3月

※特別委員会・特別委員会

聴覚障害者である幼児への指導

聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、早期からの教育相談との関連を図り、保有する聴覚や視覚的な情報などを十分に活用して言葉の習得と概念の形成を図る指導を進めること。また、言葉を用いて人とのかかわりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度や習慣を育てること。

言葉の指導を行う場合の留意事項

- ① 保有する聴覚の活用
- ② 様々な手段を用いた気持ちのやりとり
- ③ 主体的な言葉の獲得
- ④ 生活場面と即した適切な言葉掛け
- ⑤ 言葉の意味を結びつけた習得
- ⑥ 読書の力の育成
- ⑦ 発音・発語の力の育成
- ⑧ 言葉の構成の育成
- ⑨ 言葉による思考力の育成

さらに留意する事項

- ① 自ら尋ねたり、考えたりできるように
- ② 幅広く豊かにかかわる経験と言語化を図るように
- ③ 基本的な生活習慣の育成やルール等の理解を図るように
- ④ 友達とかかわる楽しさと思いやりの素地を養むこと
- ⑤ 日常生活全般にわたる言葉の指導

令和2年度教育・研究費 2,070万円
(前年度予算額 480万円)

1100

特別支援教育に関する実践研究充実事業


1 趣旨

近年、特別支援学校に在籍する子供たちの数が増加傾向にあるとともに、普通学級の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障がい児童を併せ持つ児童や就業と職業の両方を併せ持つ児童など、多様な障がいの種類や状態等に応じた指導がより強く求められている。これらについては、幼稚園、小・中・高等学校と同様に「社会に融けられた教育課程」や「主体的・対話的で深い学び」の要項（「アブライズ・ラ・ニーツ」の視点）など共通の方向性や、特別支援学校における教育課程編成や指導方法の改善、充実についての方向性が示されていることから、特別支援学校学習指導要領等の内容の充実が実施に向けて、教育課程編成や指導方法の工夫改善についての先導的な実践研究を行い、特別支援教育の質の向上を図る。


2 内容

新学習指導要領の実施にあわせ、我が国の現況や諸外国の状況の調査分析等を実施するとともに、児童生徒を対象とした先導的な授業の検討と実践を行う。


- (1) **教育課程編成に優れた実践研究**
特別支援学校学習指導要領等の内容を円滑に実施するため、新特別支援学校学習指導要領等に沿った教育課程編成や指導及び評価方法の工夫改善についての先導的な実践研究を行う。令和2年度は、平成30年度に採択した課題について、最終年度となることから、実践研究の成果の調査分析や普及を実施する。
- (2) **教育課程対応型調査研究**
特別支援学校学習指導要領等の内容の基盤や特別支援教育の推進において、段階上の課題となっている事項について、諸外国の状況や我が国の実態について調査・分析を行い、その成果を政策立案や(3) 段階課題対応型先導研究に活用する。
【課題例】
・ 認知機能に対する外国語の指導法 ・ 障害児に対する特別支援教育 等
- (3) **教育課程対応型先導研究**
特別支援学校学習指導要領等の内容の基盤や特別支援教育の推進において、段階上の課題となっている事項について、教育課程や評価方法を開発し、それらを実証・評価することで、先導的なモデルの構築を目指す。
【課題例】
・ 産地連携 ・ 読書活動 ・ 特別支援学校小学部（知的障害）のプログラムミング教育、外国語活動 等




学習指導要領や教育課程等



研究員、実地方法を検討



実際の授業で実施・評価



研究成果を全国へ展開

-85-

3. 行政説明

司会／

次に「教員の専門性を向上するための体系的・効率的な学びに向けて」と題しまして、文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課 教員免許企画室長 長谷 浩之 様より、お話いただきます。

よろしくお願いいたします。

教員の専門性を向上するための体系的・効率的な学びに向けて

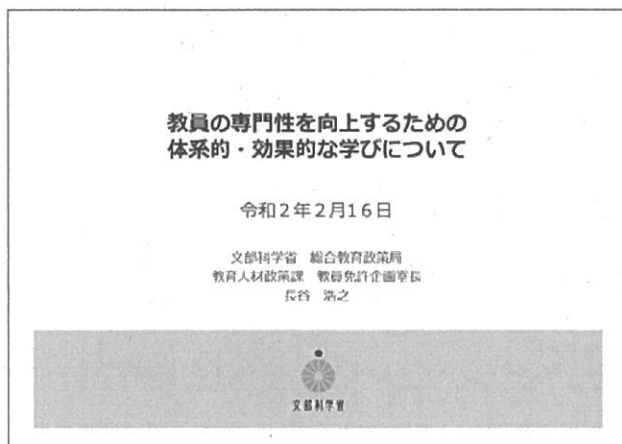
長谷 浩之 氏

文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課 教員免許企画室長



皆さん、こんにちは。

ただいまご紹介いただきました長谷と申します。よろしくお願いいたします。



先ほど、特別支援教育の全般的な状況等かなり詳しい話がありました。

私からは、「教員の専門性を向上するため」ということで、教員全般の話をしたいと思います。特別支援教育に関わる先生方の専門性の向上が本日の大きなテーマですが、それもそれだけが独立して存在しているわけではなく、先生方の資質的な向上は全体的な流れの中に位置付けられるものです。

私からは本日の議論の全体のフレームを構成する

免許制度の原則

大学における教員養成

学士の学位等

+

教職課程の履修

⇒

教員免許状

免許主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。

という意味で、教員の養成、研修の話をしたいと思います。

お手元の資料を最初のところからお話します。

(PPT2「免許制度の原則」参照)

まず、教員養成の関係で、免許制度について原則的なところから話をスタートしたいと思います。

この教員の免許制度は大きく2つの基本的原則があります。

一つは大学における教員養成です。先生になるために免許を取得するためには、大学で一定の勉強をしなければならない。

もう一つは免許主義で、学校の先生になるには免

許状を持っていないてはならない。

前者の大学における教員養成については、教員になるには一定のトレーニングをこなさなくてはならないので、一定のトレーニングを終了したということを証明することが1つの役割です。もう1つが後半の免許状主義です。これは免許を持った人しか教員になれないということとして、専門性を持った人だけが教員になれるということを担保しているわけです。

これらの2つの異なった側面があるということ意識して聞いていただければと思います。



では、まず、養成の内容です。

大学で勉強する内容は、ここ数年、段階的にかなり充実してきました。(PPT3「教員養成に関する法令改正及び教職課程の認定」、PPT4「免許状取得(小学校)のために大学において取得を要する単位」参照)

いろいろな内容がここに細かく書かれていますが、本日の皆さまのご関心のところから申し上げます、「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「ホ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」が1単位以上修得になりました。

教職課程コアカリキュラム
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

全体目標
通常の学級にも在籍している発達障害や軽度知的障害をはじめとする様々な障害等により特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒が授業において学習活動に参加している実感・達成感をもちながら学び、生きる力を身に付けていけるよう、幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難を理解し、個別的教育的ニーズに対して、他の教員や関係機関と連携しながら組織的に対応していくために必要な知識や支援方法を理解する。

では実際にどういう内容をここで勉強するか、ということについて、コアカリキュラムが作られており、全国1,000以上の大学・短大・大学院の教職課程において共通的に履修する必要がある内容を示しています。(PPT5「教職課程コアカリキュラム」参照)

ここでは、全体目標についてだけご紹介します。

「通常の学級にも在籍している発達障害や軽度知的障害をはじめとする様々な障害等により特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒が授業において……」以降、省略します。特にウエイトが置かれているのは、通常の学級にも多く在籍している発達障害のお子さんや軽度の障害を持つお子さんを中心的なターゲットとして、いろいろな障害種を幅広く学びながら履修していただきます。1単位は大学の講義だと15時間に相当します。15時間の勉強で、全部の知識・技能を詰め込むのは難しいと思われます。

教職課程コアカリキュラム
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

(1) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解
一般目標
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の障害の特性及び心身の発達を理解する。
インクルーシブ教育システムを含めた特別支援教育に関する制度の理念や仕組みを理解している。

到達目標
(1) 視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱等を含む様々な障害のある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難について基礎的な知識を身に付けている。
(2) 特別支援教育に関する教育課程の枠組みを踏まえ、個別の指導計画及び個別的教育支援計画を作成する意義と方法を理解している。
(3) 特別支援教育コーディネーター、関係機関・家庭と連携しながら支援体制を構築することの必要性を理解している。
(4) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の心身の発達、心理的特性及び学習の過程を理解している。

教職課程コアカリキュラム
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

(2) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の教育課程及び支援の方法
一般目標
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育課程や支援の方法を理解する。
発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する支援の方法について例示することができる。

到達目標
(1) 「通級による指導」及び「自立活動」の教育課程上の位置付けと内容を理解している。
(2) 特別支援教育に関する教育課程の枠組みを踏まえ、個別の指導計画及び個別的教育支援計画を作成する意義と方法を理解している。
(3) 特別支援教育コーディネーター、関係機関・家庭と連携しながら支援体制を構築することの必要性を理解している。

しかしながら、大学の修了に最低限必要な単位数は124単位なので、教職課程の59単位だけでも大学修了の半分の単位です。更にこれで特別支援学校の免許状を取得したり(PPT8「免許状取得(特別支援学校)のために大学において取得を要する単位」参照)、群馬県では確か、小・中両方を持っていないといけなかつ

たりするのですが、すると大学4年間の学修も詰め詰めにしているという状況です。

特別支援教育の基礎理論に関する科目	各科目に含めることが必要な事項		
	専修	1種	2種
特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	2	2
特別支援教育領域に関する科目	16	16	8
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	5	5	3
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3	3	3
※専修免許状は、この他に大学が加える特別支援教育に関する科目を履修	50	26	16

ですので、養成段階で勉強をしておいたほうがいいと思われる事柄は、たくさんございますが、大学の4年間というのは長いようで、実は短いということも考えないといけません。

教員養成段階の位置付け

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について
～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～
(答申)
平成27年12月21日中央教育審議会

教員としての職能成長が教職生活全体を通じて行われるものであることを踏まえ、養成段階は、「教員となる際に必要な最低限の基礎的・基盤的な学修」を行う段階であることを改めて認識することが重要である。

平成27年度の中教審の答申でも出ていますが（PPT9「教員養成段階の位置付け」参照）、養成段階は、教員となる際に必要な最低限の基礎的・基盤的学習を行う段階であるということを改めて認識した上で、その間に身に付けておくことが何かを考える必要があります。最近では教職を目指さない学生が多いと言われていますが、教師としての使命感や、教師としての魅力は何なのかを改めて考えていただきたい。

また、教職生涯を通じて学び続ける態度などを身に付けていただきたいわけです。教職課程の59単位で教師となるために必要なすべての学修が完結するわけではなく、それを基礎・基本とした上で、教員養成系の大学・学部では教職課程の外側でいろいろな科目が充実していますし、あるいは教員になってからいろいろな研修が用意されています。

（PPT10「公立学校教員の研修」参照）

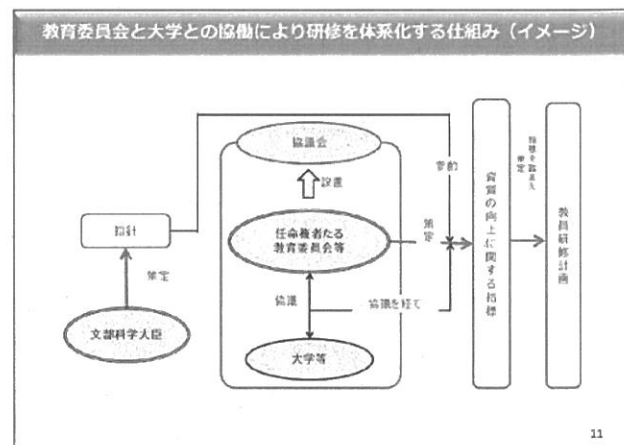


スライドの表にあるように、現職教員になられてからの先生方の研修は、例えば初任者研修、10年目の中堅教員資質向上研修、20年目、管理職になってからの研修など、いろいろな研修が用意されています。養成段階の基礎の上に、これらの研修を通じて段階的に学校現場に必要な知識、技能を身に付けていただくことになるわけです。

ただ、実はこの先生方の研修も Build&Build になっていて、スライドの表の上に「※このほかに、10年ごとに免許状更新講習を受講」とあるように、更新講習を受けていただかなければならない。

それから、特別支援学校の教員の免許状取得のため、認定講習を受講される方も多いと思います。また、小学校での英語の教科化に対応する指導力を身に付けるために、最近では中学校の英語の免許状を取得している小学校の先生も多くいらっしゃいます。

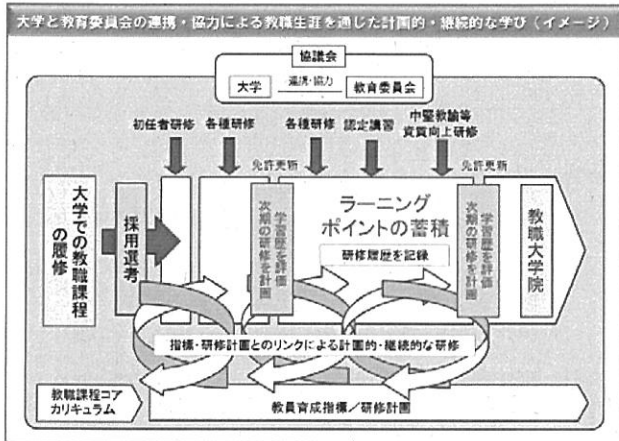
こういった形で、いろんな研修や大学での勉強が先生方の学びの中に入り込んでいますので、より体系的な方法を考えないといけません。中教審でもこうした議論を進めているところです。



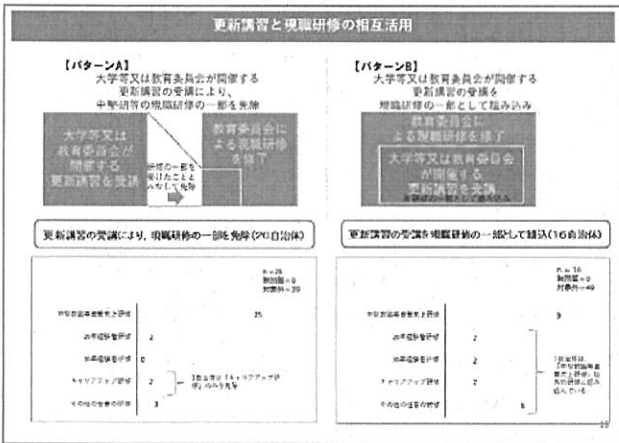
つい最近の法律改正で必要になった仕組みですが各都道府県、政令市に協議会という組織を置くことに

なっています。(PPT11「教育委員会と大学との協働により研修を体系化する仕組み」参照)

この協議会には教育委員会と大学が必ず加わることでなっています。



ここで協議をして、先生方の初任段階、中堅段階、ベテラン、管理職の段階に応じて必要な資質能力を指標という形でまとめることとなります (PPT12「大学と教育委員会の連携・協力による教職生涯を通じた計画的・断続的な学び」参照)。また、それに対応する研修の計画を作るという枠組みがあります。



こうした枠組みを作っただけではなく、うまく活用している自治体もあります。

(PPT13「更新講習と現職研修の相互活用」参照)

例えば、更新研修と現職研修の相互活用です。教育委員会による中堅教員などの現職研修と、10年ごとの更新講習、これらを兼ねて実施しています。

パターンAは、大学や教育委員会が実施している更新講習を受講すると一部の現職研修を免除する。

パターンBは、教育委員会で行われている現職研修の一部として更新講習が組み込まれている。

どちらか一方受けると片方が免除されます。例を2つ挙げています。

更新講習	1日研修	2日研修	3日研修
更新講習	1	2	3
現職研修	2	2	2
合計	3	4	5

福岡市の例です。(PPT14「現職研修と更新講習の相互活用の事例(パターンA)」参照)

スライド一番下の表「福岡市教育委員会が開設している更新講習」を受講すると、スライド中央の表「中堅教諭等資質向上研修の内容」のうち、「選択研修(4日間)(※更新講習受講者は免除)」の部分が免除されます。

更新講習を受けない方は、中堅研の「選択研修(4日間)」を受けないといけない。

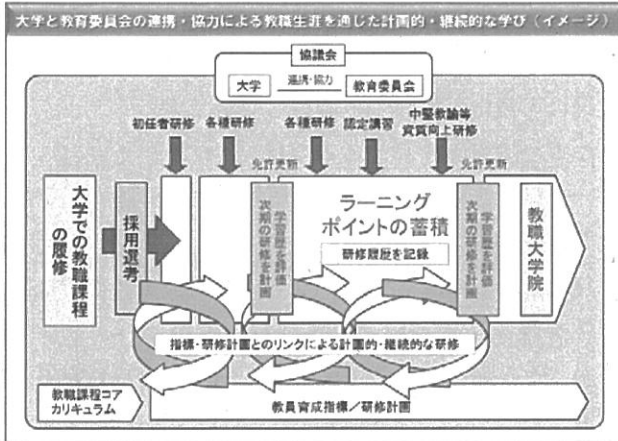
更新講習	1日研修	2日研修	3日研修
更新講習	1	2	3
現職研修	2	2	2
合計	3	4	5

あるいは福井県の例としては(PPT15「現職研修と更新講習の相互活用の事例(パターンB)」参照)、スライドの表「中堅教諭等資質向上研修の内容」のうち、第3日目と第4日目と第5日目の18時間を受講すると、更新講習を受けたこととなります。

大学と教育委員会がお互いに連携することで、先生が受けなくてはいけない研修と更新講習の重なりを調整することができます。

今は、中堅研修の例を言いましたが、同じようなことが認定講習と更新講習、あるいは認定講習と現職研修の間でできます。

これをうまく計画的、体系的にしていくことで、先生方の研修の負担を軽減しながら、実習の力をあげることができます。



少しスライドを戻します。

矢印の図をご覧ください。(PPT12「大学と教育委員会の連携・協力による教職生涯を通じた計画的・断続的な学び」参照)

今、中教審では、できればこういう形になっていければと考えています。

10年ごとの免許更新講習と各種研修や認定講習をできるだけ兼ねて、ラーニングポイントの蓄積をすることとともに、今まで受けてきた研修を振り返り、今後10年の自分のキャリアパスを見通してどんな研修が必要かを計画する。そういう機会として免許更新を使っていけるようにしたい。

また、図の下側にある「教員養成指標／研修計画」とうまくリンクさせながら、体系的な研修ができればいいと思います。それが先生方の知識技能の高度化にも繋がっていかれたらと思っております。

それから、スライド上部に「各種研修」「認定講習」と書かれています。先ほどの話にも出てきましたが、履修証明がこの中に入ってくることも考えられます。

「履修証明」というスライドをご覧ください。

(PPT16「履修証明」参照)

スライドに記載されているように、一つは「発達障害等のある子供達の学び支える～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～」をテーマとしています。

履修証明

文部科学省 障害者活躍推進プラン ②
発達障害等のある子供達の学びを支える
～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～

③ 教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みの検討【今年度～来年度】

免許更新制の実質化も含めた養成・採用・研修全般にわたる改善・見直しの議論を踏まえつつ、教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組み(例えば、通級指導担当教師のための「履修証明」(サーティフィケート))を検討。

文部科学省の中で副大臣をトップとして研究してきました。「教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みの検討」を行いました。例えば、通級指導担当教師のための「履修証明(サーティフィケート)」を検討するということが示されています。

免許制度の原則

大学における教員養成

学士の学位等 + 教職課程の履修 ⇒ 教員免許状

免許主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。

では、履修証明とは何かですが、一番最初のスライドに戻って下さい。(PPT2「免許制度の原則」参照)
免許ではなく、履修証明とは何か。

免許には2つの要素があると申し上げました。

1つは大学でちゃんとトレーニングを受けた、専門性を身に付けた、という証明としての免許。

もう1つは、免許を持っていないと教えることができないという業務を独占する仕組みとしての免許。

発達障害のお子さんへの指導や日本語指導が必要な外国籍のお子さんの指導などを免許制度にすると、業務独占の効果によって、その免許をもっていないと、教室の中にいる児童生徒のうち、発達障害のお子さんや日本語指導が必要なお子さんだけは教えられないということになります。

発達障害のお子さんへの指導や日本語指導が必要な外国籍のお子さんへの指導の専門性を高めるということを重視して考えるのであれば、業務を独占させ

るのではなく、トレーニングを積んだという研修の成果を可視化するという最初の意味あいを持たせた資格のようなものが考えられます。

その意味で、発達障害ではそれに対して一定のトレーニングを積んだことを証明する履修証明が考えられます。学校教育法にも履修証明の仕組みがあります。大学で60時間以上学んだときに、そういう証明書が出る仕組みがあります。必ずしも大学での学修に限るものではないかもしれませんが、イメージとしてはそういう形で一定の履修をしたという証明です。

先生方の専門性をプラスアルファしていく仕組みとして考えられます。

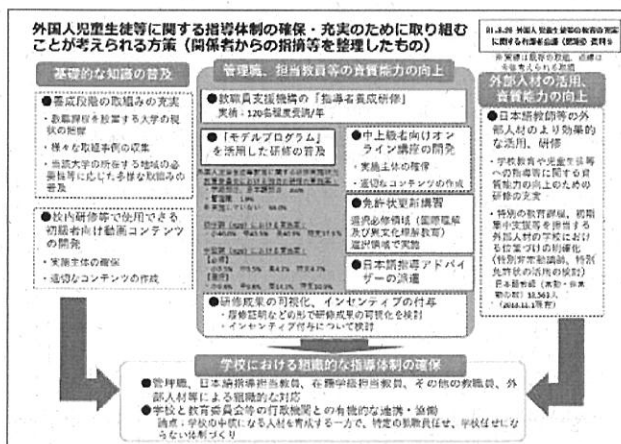
履修証明

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議報告書骨子(案)
R2.1.21 外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議(第8回) 資料1

**日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善
課題: 教師等に対する研修機会の充実**

実現に向けて取り組む課題
大学等における履修証明制度を活用し、日本語指導担当教師等が専門的な知識を得られる仕組みを構築

同じようなことは日本語指導の先生方についても言われています。(PPT17「履修証明」参照)



細かい資料が外国人児童・生徒のための有識者会議に出ています。(PPT18「外国人児童生徒等に関する指導体制の確保・充実のために取り組むことが考えられる方策」参照)

こちらでも同じように先生方のスキル向上が必要と書かれています。

スライド中央の「基礎的な知識の普及」、「管理職、担当教員等の資質能力の向上」、「外部人材の活用、資

質能力の向上」のところに、いろいろな研修を充実させていくことが入っています。

スライド真ん中の「管理職、担当教員等の資質能力の向上」の一番下、「研修成果の可視化、インセンティブの付与」のところですが、「履修証明などの形で研修成果の可視化を検討」と記載しています。

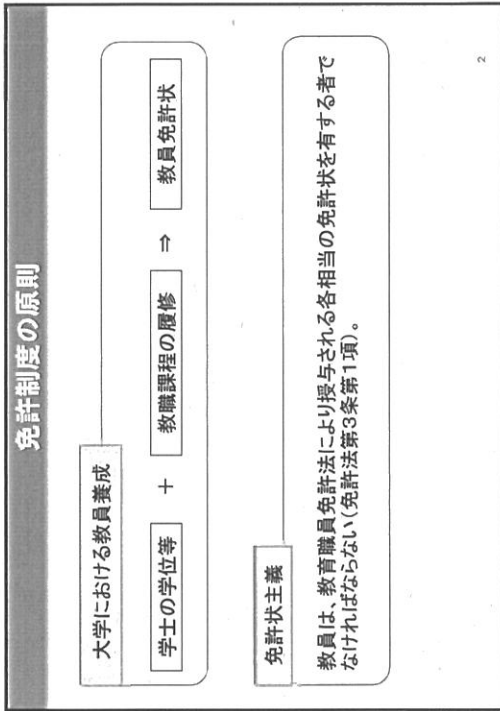
ここで論点とされているのは、2つあります。

一つは、どういった内容を履修すれば外国人児童生徒等に関する専門性が身に付いたと言えるのか、その中身を検討しなくてはいけないということ。まずは専門性を確保したというに足りる内容がどのようなものか。その際には専門性を確保しつつも忙しい先生方がある程度無理なく受講できる内容である必要があります。

もう一つは、履修証明を取得することで先生にどういったインセンティブがあるのか。取得を促すためにどういった仕組みを織り込めばいいか。これらを同時に検討しなくてはならない。資格をどのように活用していくのか、効果的な活用の仕方を検討することが、もう一つの論点としてあげられています。

このように、履修証明という仕組みはアイデアとして出てきていますが、2つの論点があります。先生方の専門性を高めていくための資格の仕組みのあり方は、これら2つ論点を踏まえて現在進行形で議論が行われているところです。


基本的な制度の仕組み、現状を説明いたしました。以上です。



教員の専門性を向上するための体系的・効果的な学びについて

令和2年2月16日

文部科学省 総合教育政策局
教育人材政策課 教員免許企画室長
長谷 浩之



文部科学省

免許状取得(小・中学校)のために大学において取得を要する単位

各科目に含めることが必要な事項	専修 1種	2種
イ 教科に関する専門的事項※(外国語は追加。 ロ 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(各教科それぞれ1単位以上修得) ※(外国語の指導法)を追加。	30	16
イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教育の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的・制度的又は教育的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(単位以上修得) ヘ 教育課程の編成及び構成の方法(カリキュラム、マネジメントを含む。)	10	6
イ 選択の理論及び指導法(一種:2単位、二種:1単位) ロ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び評価(情報機器及び教材の活用を含む。) ホ 生徒指導の理論及び方法 ヘ 教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。の理論及び方法 ト 進路指導(キャリア教育)に関する基礎的な事項を含む。の理論及び方法	10	6
イ 教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ロ 教職実践演習(2単位)	7	7
大学が独自に設定する科目	26	2
	83	59
	37	37

教員養成に関する法令改正及び教職課程の認定

教員養成に関する問題

このからの教員養成に関する問題の改善の観点から、以下のとおりについて

■教職課程の科目区分の大型化 (国公立大学教員養成課程)

■本邦独自の科目の認定 (専修1種)

■各教科の専門的知識を一体的に学ぶことを可能とする(教科及び教育に関する科目)への対応

■教科横断的・学際的科目の認定 (専修2種)

■各教科の専門的知識を一体的に学ぶことを可能とする(教科及び教育に関する科目)への対応

■各教科の専門的知識を一体的に学ぶことを可能とする(教科及び教育に関する科目)への対応

■各教科の専門的知識を一体的に学ぶことを可能とする(教科及び教育に関する科目)への対応

■各教科の専門的知識を一体的に学ぶことを可能とする(教科及び教育に関する科目)への対応

■各教科の専門的知識を一体的に学ぶことを可能とする(教科及び教育に関する科目)への対応

■各教科の専門的知識を一体的に学ぶことを可能とする(教科及び教育に関する科目)への対応

3

教職課程コアカリキュラム
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

全体目標
通常の学級にも在籍している発達障害や軽度知的障害をはじめとする様々な障害等により特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒が授業において学習活動に参加している実感・達成感をもたながら学び、生きる力を身に付けていくことができるよう、幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難を理解し、個別の教育的ニーズに対して、他の教員や関係機関と連携しながら組織的に対応していくために必要な知識や支援方法を理解する。

5

教職課程コアカリキュラム
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

一般目標
(1) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の障害の特性及び心身の発達を理解する。
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の障害の特性及び心身の発達を理解する。
インクルーシブ教育システムを含めた特別支援教育に関する制度の理念や仕組みを理解している。

到達目標

- (1) 視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱等を含む様々な障害のある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難について基礎的な知識を身に付けている。
- (2) 特別支援教育に関する教育課程の枠組みを踏まえ、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成する意義と方法を理解している。
- (3) 特別支援教育コーディネーター、関係機関・家庭と連携しながら支援体制を構築することの必要性を理解している。
- (4) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の心身の発達、心理的・社会的特性及び学習の過程を理解している。

教職課程コアカリキュラム
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

方法
(2) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育課程及び支援の方法を理解する。
一般目標
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育課程や支援の方法を理解する。
発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する支援の方法について例示することができる。

到達目標

- (1) 「通級」による指導及び「自立活動」の教育課程上の位置付けと内容を理解している。
- (2) 特別支援教育に関する教育課程の枠組みを踏まえ、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成する意義と方法を理解している。
- (3) 特別支援教育コーディネーター、関係機関・家庭と連携しながら支援体制を構築することの必要性を理解している。

7

免状取得（特別支援学校）のために大学において取得を要する単位

各科目に含まれることが必要な事項	専修	1種	2種
特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	2	2
特別支援教育領域に関する科目	16	16	8
免状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	5	5	3
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	3	3	3
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	50	26	16

※専修免状は、この他に大学が加える特別支援教育に関する科目を専修

8

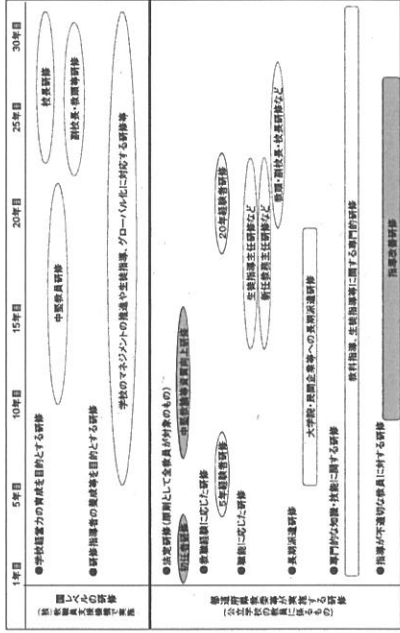
教員養成段階の位置付け

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上に向けて～
～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～
(答申)
平成27年12月21日中央教育審議会

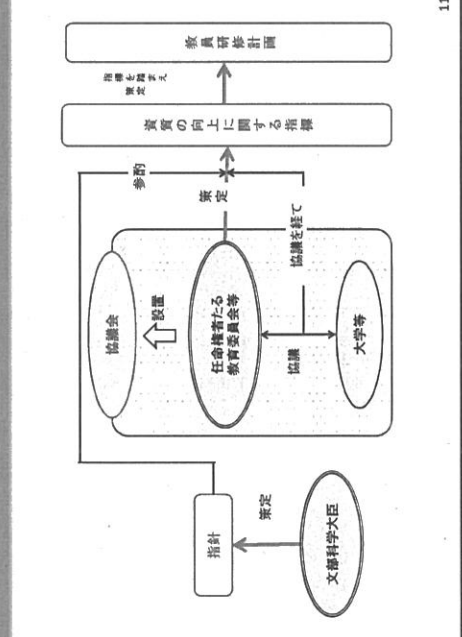
教員としての職能成長が教職生活全体を通じて行われるものであることを踏まえ、養成段階は、「教員となる際に必要な最低限の基礎的・基盤的な学修」を行う段階であることを改めて認識することが重要である。

公立学校教員の研修

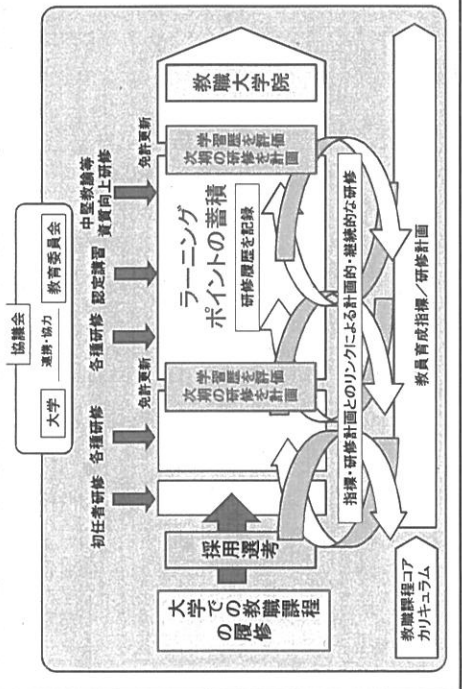
※このほか、10年ごとに免許更新講習を受講



教育委員会と大学との協働により研修を体系化する仕組み(イメージ)



大学と教育委員会の連携・協力による教職生涯を通じた計画的・継続的な学び(イメージ)



更新講習と現職研修の相互活用

【パターンA】
大学等又は教育委員会が開催する更新講習の受講により、現職研修の一部を免除

大学等又は教育委員会が開催する更新講習の受講により、現職研修の一部を免除

更新講習の受講により、現職研修の一部を免除

【パターンB】
大学等又は教育委員会が開催する更新講習の受講により、現職研修の一部を免除

更新講習の受講により、現職研修の一部を免除

更新講習の受講により、現職研修の一部を免除

更新講習の受講による現職研修の一部として組込(16自治体)
更新講習の受講による現職研修の一部として組込(16自治体)

更新講習の受講による現職研修の一部として組込(26自治体)
更新講習の受講による現職研修の一部として組込(26自治体)

現職研修と更新講習の相互活用の事例 (パターンA)

更新講習が開催する更新講習の受講により、現職研修の一部を免除している事例 (福岡市)

福岡市教育委員会が、免状更新に必要な3.0時間(必修領域6時間、選択領域1.8時間)の更新講習を開設。市職員を対象として更新講習を実施。受講料の負担を軽減(3.0時間分ずつで無料)。

更新講習受講(予定)者は、中堅教諭等資質向上研修のうえ選択研修(4日間)を免除とすることで、受講料金を軽減(大学等が開催している更新講習を受講した場合も、選択研修(4日間)を免除)

○ 中堅教諭等資質向上研修の内容 (30歳代、小・中学校教員のプログラムの例)

研修内容	研修内容
校外研修 (5日間)	教育公務員の脱身・脱殻、中堅教諭としての役割、入職教育の理論と実践、中堅教諭としてのマネージメント
共通研修 (2日間)	学習指導要領(2週研修を選択)
選択研修 (4日間)	・共に学ぶ小・中学校各教科等、カリキュラム・マネジメントの理論と実践 等
(注:更新講習受講者は免除)	・生徒指導等(2講座を選択)
校外研修 (5日間)	更新講習で学んだ内容についてポイント作成(研修者は不要)
校外研修 (6日間)	マニファスタ研修等に校内で実践、報告書作成

(福岡市教育委員会が開催している更新講習)

更新講習 (5日間)
必修領域 (1日間)
選択必修領域 (1日間)
選択領域 (3日間)

現職研修と更新講習の相互活用の事例 (パターンB)

教育委員会が開催する更新講習の受講を現職研修の一部として組み込んでいる事例 (福井県)

福井県教育委員会と福井大学が共同し、免状更新に必要な3.0時間のうち1.8時間(必修領域6時間、選択必修領域6時間、選択領域6時間)の更新講習を開設。研修と位置付け、受講料の負担を軽減(1.8時間分は無料)。

○ 中堅教諭等資質向上研修の内容 (30歳代教員のプログラムの例)

研修内容	研修内容
第1日目	履修規律、ICT機器の活用、フアンリテラシーの意義と方法
第2日目	【小学校】教科別研修及び教育庁各課研修 (県管理会社などから1講師) 【中・高】教科別研修及び教育庁各課研修 (各自の専門教科) 【特 支】特別支援教育研修及び教育庁各課研修
第3日目	○これからの教育を学ぶ(国の教育政策や世界の教育の動向、子どもの変化と発達(生理心理)等)
第4日目	○主体的・引扬的で深い学びの取組を取り入れた授業づくりを学ぶ(受講者同士で実践の演習) (4時間分を語り合 い、授業改善・個別支援等の取組を学ぶ)
第5日目	○教育実践を深める(実践の歩みの記録、歩みをたどり直す、教師の成長に関する議論の醸成・整理) または ○教育委員会が開催する別の更新講習(小学校教員対象外国語「教育相談担当教員養成」で振り替えることも 可能)
第6日目	教育実践について働きあふこと(担任者研修、3年目研修と連携し、その子ディスカッションにフアンリターターと して参加)で教師自身の実践を深める。
第7日目	社会体験研修 (2日間) 職業体験研修
第8日目	

履修証明

文部科学省 障害者活躍推進プラン②
発達障害等のある子供達の学びを支える
～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～

③ 教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みの検討【今年度～来年度】

免許更新制の実質化も含めた養成・採用・研修全般にわたる改善・見直しの議論を踏まえつつ、教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組み(例えば、通級指導担当教師のための「履修証明」(サーティフィケート))を検討。

履修証明

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議報告書(骨子)(案)
R2.1.21 外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議(第8回) 資料1

日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善

課題：教師等に対する研修機会の充実

実現に向けて取り組む課題

大学等における履修証明制度を活用し、日本語指導担当教師等が専門的な知識を得られる仕組みを構築

